

## 淀川本川河川保全利用委員会規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、「淀川本川河川保全利用委員会」（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 委員会は、淀川水系淀川〔淀川河口～大阪京都府界〕において、周辺環境及び地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占用のるべき姿について検討を行い、占用施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的とする。また、グラウンド等として使われている自由使用の河川敷について、河川管理者からの意見照会に応じて、意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 委員会の委員は別表一のとおりとし、河川管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は3年以内とし、再任は妨げないものとする。
- 3 委員会には、必要に応じ部会を置くことができる。

### (委員会)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在時は、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 4 委員長は、河川管理者からの意見照会を受け、委員会を招集し開催する。
- 5 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を代行する。
- 6 委員会は、委員総数の過半数の出席（リモート参加、委任状を含む）をもって成立する。委任状の書式は特に定めない。  
なお、行政・公益法人等より参画する委員については、代理の出席も可とする。  
また、不測の事態により委員会の招集が困難と判断された場合、委員長が事務局と協議し、書面による意見交換等、委員招集に代わる方法を決定する。

### (部会)

第5条 部会の設置が必要な場合は、その都度委員会で定める。

### (対象河川)

第6条 委員会が対象とする範囲は淀川水系淀川〔淀川河口～大阪京都府界〕及びその支川の直轄管理区域とする。

(対象施設)

第7条 委員会において検討の対象とする占用許可施設は次の各号の河川法第24条の許可を必要とする施設とする。

- 一 河川敷占用許可準則第七第1項第一号イからハまでに掲げる施設及び第八号に掲げる施設
- 二 ゴルフ場
- 三 その他河川管理者が必要と認めた施設

(検討事項)

第8条 委員会は、次の各号の事項について検討する。

- 一 占用許可施設が河川環境に与える影響
- 二 占用許可施設が地域社会に与える影響
- 三 占用許可施設の転換等に関する事項
- 四 その他委員会が必要と認める事項

(意見聴取)

第9条 委員会は、必要に応じ、第三者の出席を求め意見を聴取することができる。

(情報公開)

第10条 委員会に関する情報は原則公開とし、情報公開の方法は委員会で定める。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が委託した民間企業に置き、次の各号の事務を行う。

- 一 会議資料の作成
- 二 議事録の作成
- 三 会議内容のとりまとめ及び公表資料の作成
- 四 その他委員会庶務に関する事項

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第13条 本規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会において定める。

附 則（平成16年12月 7日第1回淀川本川河川保全利用委員会準備会議決定）

本規約は、平成16年12月 7日から施行する。

改正 平成21年11月30日

改正 令和 元年11月 6日

改正 令和 3年12月10日

## 淀川本川河川保全利用委員会 委員名簿

R3.11. 現在

委 員 名		所 属 ・ 役 職	
副委員長 委員長	黒坂 則子	同志社大学 法学部 教授	法律
	澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 教授	都市計画
	島原 賢司	公益財団法人 大阪府スポーツ協会 事務局長	
	中川 一	京都大学 名誉教授	河川工学
	森本 幸裕	京都大学 名誉教授 公益財団法人 京都市都市緑化協会理事長	緑地学
行 政 委 員		大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 課長	
		大阪府 都市整備部 公園課 課長	

(五十音順、敬称略)

○淀川本川保全利用委員会規約新旧対照文

改 正 後	改 正 前
(委員会)  第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在時は、副委員長が委員長の職務を代行する。 4 委員長は、河川管理者からの意見照会を受け、委員会を招集し開催する。 5 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を代行する。 6 委員会は、委員総数の過半数の出席（リモート参加、委任状を含む）をもって成立する。委任状の書式は特に定めない。なお、行政・公益法人等より参画する委員については、代理の出席も可とする。 また、不測の事態により委員会の招集が困難と判断された場合、委員長が事務局と協議し、書面による意見交換等、委員招集に代わる方法を決定する。	(委員会)  第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在時は、副委員長が委員長の職務を代行する。 4 委員長は、河川管理者からの意見照会を受け、委員会を招集し開催する。 5 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を代行する。 6 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

附則  
改正 令和 3年12月10日